

平成25年度 第2回 奈良市建築審査会会議録		
開催日時	平成25年 9月24日（火曜日） 14時00分から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室	
議 題	1. 議案第25004号 建築基準法第44条第1項ただし書許可について(バス停留所上家：3件) 2. 議案第25005号 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について(伏見中学校・青和幼稚園：報告) 3. 議案第25006号 建築基準法第43条第1項ただし書許可について(報告) 4. 議案第25007号 建築基準法第48条第6項ただし書許可について(自動車修理工場付店舗：報告)	
出席者	委 員	岡田会長、梶委員、工藤委員、澤井委員、中山委員、向井委員【計6人出席】
	特定行政庁 事務局	仲谷まちづくり指導室長、松村建築指導課長 中井建築指導課長補佐、岡田指導係長、新子、今井
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	議案第25004号 「本件は、同意します。」 議案第25005号 「本件は、了承します。」 議案第25006号 「本件は、了承します。」 議案第25007号 「本件は、了承します。」	
担 当 課	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	

議事の内容	
1. 議案第 25004 号	〔質疑・意見の要旨〕
岡田会長：	それでは、第 2 5 0 0 4 号について事務局の方から説明をお願いします。
—事務局説明—	
岡田会長：	奈良交通からいつも出ていますバス停ですけれども構造的な安全は確かめられていますか。

特 庁： 構造計算書の添付は義務付けされていませんが、設計者が責任をもって確認しています。  
岡田会長： わかりました。  
今回は、三条大路と中登美ヶ丘では、デザインが違いますが、この違いは地域性のもので  
すか。  
特 庁： 中登美ヶ丘の方は、地区計画で勾配屋根にしなればいけないという規制がありますので、  
勾配屋根になっています。  
中山委員： 地区計画ではバス停の上家について他にどのような規制がありますか。  
特 庁： 意匠については、他にありません。  
岡田会長： バス停の乗降場所付近にグレーチングがあると思うのですが、乗降の際に滑る等の危険は  
ありませんか。  
特 庁： グレーチングは歩道より一段下がった車道側にありますから、乗降者は直接歩道へ乗降す  
る為問題ないと思います。  
岡田会長： わかりました。  
みなさん他に何かありませんか。  
工藤委員： 照明関係はどのようになっていますか。街灯とか。  
特 庁： 街灯は隣接していくつかありますが、バス停自体に設置されるかどうかは確認します。仮  
に照明が設置されるとしても、今までの許可の中でLEDにするよう指導していますので、  
反映されると思います。  
また、街灯の位置と照明については図示するよう指導します。  
工藤委員： わかりました。  
岡田会長：他に何かございませんか。  
なければ同意としてよろしいですか。  
委 員： 結構です。  
岡田会長： それでは次の議案に移ります。  
特 庁： 次の議案に入ってください前に一つ提案事項があるのですがよろしいでしょうか。  
岡田会長： どういった事項ですか。  
特 庁： バス停の上家に関する包括同意基準についてです。  
岡田会長： わかりました。では、説明をお願いします。

—事務局説明—

岡田会長： 許可の簡素化、迅速化を目的に包括で取扱いしたいとの事ですね。  
バス停の上家でこういった包括的に取扱いをしている特庁は他にあるのですか。  
特 庁： 調べましたところ、わかった範囲で約20の特庁が包括として取扱っています。  
基準の内容としましては、他都市とほぼ同様の内容となっています。  
岡田会長： わかりました。ではこの包括同意基準の内容について何か意見のある方はございますか。  
趣旨の「包括的に建築審査会の同意を与えることを定めて」の文言が少しおかしいので、  
「包括的に建築審査会の同意を得たものとして」と変更していただきたい。  
特 庁： わかりました。  
中山委員： これまで37件の審議をして、許可をしたとの事ですがその際に条件が付いたとかはなか  
ったのですか。  
特 庁： 特になかったです。  
中山委員： では、申請どおり許可してきたということですね。  
特 庁： そうです。  
中山委員： 景観関係については、また別の部署でみられる訳ですね。  
特 庁： 意匠等景観関係については、景観課がみています。  
梶委員： 建築基準法の趣旨からして、景観上のことまでは問えないと思いますけどね。  
特 庁： そうですね。  
梶委員： 包括基準に挙げるのは問題無いと思いますけどね。  
中山委員： タクシー乗り場は、どこが事業主体として申請されるのですか。  
特 庁： 組合等が申請されると予想されますが。  
中山委員： 前例はありますか。  
特 庁： 前例はございません。  
中山委員： 今までで例がないような主体であれば、今回の包括基準からは除いてもいいのではないで  
しょうか。  
何年に一回程度でしたら審議してもいいように思うのですが。

梶委員： タクシー事業者も団体としての申請であれば公共性があると判断出来るのですが、一事業者が自営の為に設置するのであれば公共性があるとは言えないのではないですか。

特 庁： わかりました。それでは、停留所上家の包括同意基準はバス停のみとさせていただいて、タクシー乗り場は削除します。

岡田会長： それでは、2カ所訂正していただいて、この先の運営をお願いしてよろしいでしょうか。

委 員： 結構です。

岡田会長： よろしく申し上げます。

## 2. 議案第 25005 号

〔質疑・意見の要旨〕

岡田会長： それでは、次の議題にまいります。第 2 5 0 0 5 号について事務局の方から報告内容の説明をお願いします。

—事務局説明—

岡田会長： 今回の報告で何かありましたら発言をお願いします。

中山委員： 伏見中学校の新設される駐輪場の位置で、動線は有効に確保されているのでしょうか。また、配置については、誰が決めておられるのですか。

特 庁： 現在は、北西と正面の2カ所から生徒は出入りしていましたが、給食室が出来れば、北西の出入り口は給食配送車が出入りすることになりますから、給食室が出来れば生徒は正面からの出入りが主となりますので、中庭を通過して駐輪場へ行くという動線が確保されています。

また、配置については、校長と営繕課が協議をして決めていると思います。

岡田会長： みなさん他に何かございませんか。

委 員： 特に問題ないと思います。

岡田会長： それではこの案件については了承という事でよろしいでしょうか。

委 員： 結構です。

岡田会長： それでは、議案第 2 5 0 0 5 号については了承します。

## 3. 議案第 25006 号

〔質疑・意見の要旨〕

岡田会長： 次の第 2 5 0 0 6 号について事務局の方から報告内容の説明をお願いします。

—事務局説明—

岡田会長： 何か意見等はございますか。

梶委員： 空地の延長はどれぐらいですか。

特 庁： 基準法の道路から基準法の道路までの空地の延長は約 1 0 0 m ぐらいです。

梶委員： 立ち並びは何件ぐらいありますか。

特 庁： 本物件を合わせて3件です。

岡田委員： 1 0 0 m で3件ですか。

特 庁： 申請場所は市街化調整区域でありますから、そんなに建物が建てられる地域ではない為、立ち並びが少ないと考えます。

岡田会長： では申請地は建て替えですね。

特 庁： そうです。

岡田会長：他に何かありませんか。

委 員： 特にありません。

岡田会長： それではこの案件についても了承という事でよろしいでしょうか。

委 員： 結構です。

岡田会長： それでは、議案第 2 5 0 0 6 号についても了承します。

## 4. 議案第 25007 号

〔質疑・意見の要旨〕

岡田会長： 次の最後の報告ですね。説明をお願いします。

—事務局説明—

岡田会長： 今の説明ですと、許可前にシミュレーションを行った結果が、国が示す基準値以下であったということですね。

特 庁： そうです。

岡田会長： 建築後も測定をして、国の示す基準を上回れば何かの対処をするということですね。

特 庁： そうですね。その旨も設計者には伝えてあります。

岡田会長： わかりました。建築後も特庁さんで確認をお願いします。  
他に何かありますか。

向井委員： 前は欠席しましたが、主に議論し、注視されていた部分はここですね。

特 庁： そうですね。

向井委員： その結果が国の基準値を下回っていれば問題ないかと思います。

岡田会長： 他に何かありますか。

委 員： ありません。

岡田会長： それではこの報告も了承するという事によろしいですか。

委 員： 結構です。

岡田会長： それでは、議案第25007号についても了承します。  
以上で審査会を閉会します。お疲れさまでした。

※特庁・・・特定行政庁